

第3次香川県海岸漂着物対策等推進計画の概要

計画の趣旨

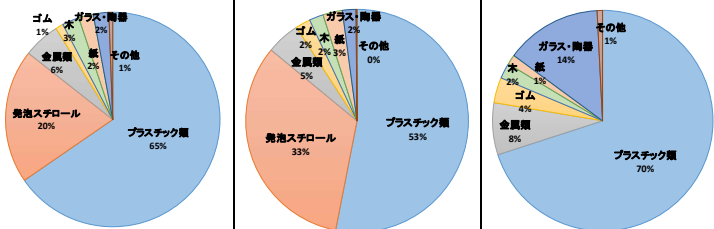
- 趣旨**
海ごみ対策の考え方と施策を体系的に示す
- 計画の位置づけ**
海岸漂着物処理推進法第14条の規定に基づく
- 計画期間**
令和3年度から令和7年度までの5年間

香川県の海ごみ対策の基本方針

- (1) 海ごみの回収・処理の取組みを拡大していくこと**
海岸管理者等による回収・処理だけでなく、ボランティア的な回収も重要な役割を果たしており、今後もこうした取組みが広がっていくよう、対策を講じていく。
- (2) 海ごみの発生抑制の取組みを拡大していくこと**
海ごみは、日常生活から出たごみが、山や里（まち）から川などを通じて海へ流れ出たものが多いと考えられることから、発生抑制の取組みが広がっていくよう、対策を講じていく。
- (3) 海域・陸域一体となった総合的な海ごみ対策を推進すること**
海ごみ対策は継続して実施していくことが重要であり、海ごみの減少に向けて、県民みんなで取り組む、海域・陸域一体となった総合的な海ごみ対策を積極的に進めていく。

香川県の海ごみの状況

- 海岸漂着物**
・推計150t
・プラスチック類、発泡スチロールが8割以上
・ペットボトルや食品包装が多い
- 漂流ごみ**
・推計24t
・プラスチック類が半分以上
・発泡スチロールも3割以上
・ペットボトルが最多
- 海底堆積ごみ**
・推計325t
・プラスチック類が7割



海ごみの種類 (個数割合・R2香川県調査)

- 国等の動き**
・海岸漂着物処理推進法の改正
・国の基本方針の変更
・海洋プラスチックごみ対策アクションプラン
・プラスチック資源循環戦略
・大阪ブルー・オーシャンビジョン

回収処理

- 1 海岸漂着物**
・ボランティア活動による回収の推進
・海岸管理者等による回収・処理
・海岸漂着物を重点的に推進する区域 (重点区域・最重点区域)

○ 重点区域

海岸漂着物等により、海岸の景観や環境の保全、県民の利用等に悪影響が生じないよう特に配慮する必要のある公共の海岸

○ 最重点区域

重点区域のうち、海ごみの漂着が特に顕著で、重点的かつ積極的な対策が必要な海岸等

※19海岸

大島港(高松市大島)、西浦漁港・女木浦海岸・ホジノ浦瀬戸海岸(高松市女木島)、離島
櫃石漁港・西浦海岸・堂浦海岸(坂出市櫃石島)、里浦港(丸亀市牛島)、福田漁港(丸亀市本島)、上新田漁港(三豊市粟島)、ツミ海岸・小豊島港(土庄町小豊島)、柏島海岸(直島町柏島)
その他 高松港の一部(高松市)、室本港・三豊干拓海岸・関谷海岸・堀切海岸・余木崎海岸(観音寺市)

2 漂流ごみ

- ・国・県の海面清掃船による回収・処理
- ・港湾管理者による港湾区域の回収・処理

3 海底堆積ごみ

- ・香川県方式の海底堆積ごみ等回収・処理システムの拡大
- ・国の補助金等を活用した回収



海ごみ対策の推進

発生抑制

- 発生抑制**
・不法投棄の未然防止
・河川等への流出防止
・河川清掃活動の促進
・生活様式・事業活動の見直し
- 普及啓発・環境教育**
・プロモーション
・県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」
・県民参加の海ごみ調査
・人材育成・体験学習
- ・海岸漂着物対策活動推進員**

海洋プラスチックごみ

- 1 発生抑制**
・3Rの推進による循環型社会への転換
・プラスチックごみの適正な処分を徹底
- 2 回収・処理**
・破碎・細分化してマイクロプラスチックになる前に回収・処理
・実態把握のための調査

本計画の進捗を示す指標

本計画の進捗を示す指標	現在値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
香川県方式の海底堆積ごみ等回収・処理システム実施漁協数	21 漁協	25 漁協
県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」参加者数	489 百人 (単年度)	3025 百人 (令和3～7年度累計)
海岸漂着物対策活動推進員の委嘱人数	—	20 人